

京都大学大学院医学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)                      (副研究科長)                      第2条の2 医学研究科に、副研究科長<u>3名</u>を置く。                      2 副研究科長は、医学研究科又は医学部の専任の教授のうちから研究科長が指名する。                      3 副研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する研究科長の任期の終期を超えることはできない。                      4 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。                      (後 略)</p>	<p>(副研究科長)                      第2条の2 医学研究科に、副研究科長<u>5名以内</u>を置くことができる。                      2 副研究科長は、医学研究科又は医学部の専任の教授のうちから研究科長が指名する。                      3 副研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する研究科長の任期の終期を超えることはできない。                      4 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。</p> <p>附 則                      この規程は、平成19年11月26日から施行する。</p>